

各 位

会 社 名 株式会社ジェイグループホールディングス
 (コード番号 3063 : 東証グロース)
 本 店 所 在 地 名古屋市中区栄三丁目4番28号
 代 表 者 名 代表取締役社長 中川 晃成
 問 合 せ 先 取締役副社長 林 芳郎
 電 話 番 号 (052)243-0026 (代表)
 (URL <https://www.jgroup.jp/>)

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに
 第4回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第5回新株予約権（行使価額修正選択権付）の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年10月23日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による株式会社ジェイグループホールディングス第3回新株予約権（行使価額修正条項付、以下「第3回新株予約権」といいます。）、第4回新株予約権（行使価額修正選択権付、以下「第4回新株予約権」といいます。）及び第5回新株予約権（行使価額修正選択権付、以下「第5回新株予約権」といいます。）、第3回新株予約権及び第4回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、予定通り本新株予約権の発行価額の総額（10,500,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2023年10月23日付「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第4回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第5回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2023年11月8日
(2) 発行新株予約権数	20,000個 第3回新株予約権 5,000個 第4回新株予約権 7,500個 第5回新株予約権 7,500個
(3) 発行価額	総額10,500,000円 (第3回新株予約権1個につき1,500円、第4回新株予約権1個につき300円、第5回新株予約権1個につき100円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,000,000株（新株予約権1個につき100株） 第3回新株予約権 500,000株 第4回新株予約権 750,000株 第5回新株予約権 750,000株 各本新株予約権の下限行使価額はいずれも286円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,000,000株であります。
(5) 資金調達の額 (差引手取概算額)	1,519,500,000円(注) (内訳) 第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額 7,500,000円 新株予約権行使による調達額 285,500,000円 第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額 2,250,000円 新株予約権行使による調達額 562,500,000円 第5回新株予約権

	<p>新株予約権発行による調達額 750,000円 新株予約権行使による調達額 675,000,000円</p>
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第3回新株予約権 571円 第4回新株予約権 750円 第5回新株予約権 900円</p> <p>第3回新株予約権については、割当日以降、第3回新株予約権の発行要項に定める各行使請求の効力発生日（以下「修正日(第3回)」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日(第3回)以降修正されます。但し、修正日(第3回)にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第4回新株予約権及び第5回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額修正型の新株予約権に切り替えることができます。 当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第4回新株予約権に係る新株予約権者又は第5回新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の2取引日目の日以降、第4回新株予約権又は第5回新株予約権の発行要項に定める各行使請求の効力発生日（以下「修正日(第4回/第5回)」といいます。）の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日(第4回/第5回)以降修正されます。但し、修正日(第4回/第5回)にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当先）	東海東京証券株式会社（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 行使期間	2023年11月9日から2026年11月6日まで
(9) その他	<p>当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当先との間で締結いたしました買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において合意しております。</p> <p>①当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を定めて、本新株予約権の不行使を要請することができること</p> <p>②割当先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を買い取ること</p> <p>③当社は、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日、又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当先の事前の書面による同意を得ることなく、当社の普通株式等の発行又は処分を行わず、証券会社による引受けを伴う売出しを行わせないこと（ロックアップ）</p> <p>④割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算し

た金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

以 上